平成２２年（フ）第２２６５号
札幌市手稲区手稲本町３条４丁目４番34号　ハッピーハイツ201号
債務者　岩村　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５２号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目１番５―502号
債務者　三舩　健一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４０７号
札幌市東区北７条東７丁目12番地11　光星第４団地1214
債務者　益岡　幸治
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５５１号
札幌市厚別区厚別中央２条２丁目５番12号
債務者　上野　香子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５６２号
札幌市豊平区中の島２条４丁目１番11号　ドミ中の島203号、申立時の住所札幌市豊平区平岸４条９丁目10番８号　コーポ城13号
債務者　鈴木　藤夫
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５７２号
札幌市北区新川３条４丁目14番６号　シティハイムプレッセ34―202号
債務者　佐々木幸一
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５７５号
札幌市豊平区美園９条８丁目３番10号　倭ビル402号
債務者　木村　昌代
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５７７号
北海道北広島市輪厚中央３丁目４番地１
債務者　小池　美紀
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６０９号
札幌市清田区平岡公園東３丁目11番２号
債務者　相館　和文
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６１４号
札幌市豊平区平岸４条７丁目６番15号　アルファヒル平岸406号
債務者　佐野可史子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３０号
札幌市中央区南21条西９丁目１番８―1001号
債務者　坪田　葉子（旧姓石田・木本）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４３号
盛岡市上鹿妻田貝92番地１
債務者　滝村　正博
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第３９０号
群馬県前橋市荒牧町94番地３　メゾン・静303号
債務者　田中　　朗
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４０２号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前1401号
債務者　齊藤　充彦
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４０３号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地１　ダイアパレス県立女子大前1401号
債務者　齊藤　孝子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４１８号
群馬県伊勢崎市緑町１番14号　シティーパレス伊勢崎205
債務者　滝澤　雄紀
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第４４８号
群馬県伊勢崎市柴町523番地
債務者　石川　陽子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで　前橋地方裁判所